

小売電気事業の登録の取消しに関する聴聞についての公示

電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の9第1項第1号に基づく同法第2条の2の小売電気事業の登録の取消しについて、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号イの規定に基づき下記のとおり聴聞を行います。

1. 件名

Infinity Ring 株式会社に対する小売電気事業の登録の取消しに関する聴聞

2. 聴聞の期日及び場所

期日：令和6年4月19日（金）午前11時30分

場所：〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1
経済産業省 別館2階 227会議室

3. 事案の内容

Infinity Ring 株式会社に対する電気事業法第2条の9第1項第1号に基づく同法第2条の2の小売電気事業の登録の取消しについて

4. 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称、所在地及び連絡先

名称：経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部
政策課 電力産業・市場室

所在地：〒100-8901
東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

連絡先：03-3501-1748

5. 備考

本聴聞は電気事業法第108条第2項の規定に基づき公開により行われるため、傍聴希望者は上記までご連絡ください。